○外務省告示第百九十二号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和八年外務省告示第百七十八号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、第千九百八十八号、第千九百八十九号及び第二千二百五十三号に基づき設立された各理事会委員会が令和八年五月二十一日に行った決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号４（b）、第千三百三十三号８（c）、第千三百九十号２（a）、第千九百八十八号１（a）、第千九百八十九号１（a）、第二千二百五十三号２（a）及び第二千二百五十五号１（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

令和八年五月二十七日

外務大臣　茂木　敏充

別表の２８０.、２８１.、６１３.、６１４.、６２４.、６９１.及び７９４.を次のように改める。

（別表）

280. 削除

281. 削除

613. 削除

614. 削除

624. 削除

691. 削除

794. 削除